

令和3年10月1日

お客さま各位

のと共栄信用金庫

融資契約終了後の書類のお取扱いについて

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申しあげます。

当金庫ではこれまで、お借入時にお預かりしていました融資契約書につきまして、契約終了（完済）となりました場合には、お客さまへご返却させていただいておりましたが、令和3年12月1日以降に契約が終了した融資契約書をご返却せず、当金庫で5年間保管し、保管経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更となりましたのでお知らせいたします。

なお、不動産担保設定等に関する書類につきましては、不動産担保解除登記等が必要になりますので、従来通り取扱店からご返却させていただきます。

また、契約終了後の契約書類の返却または「完済(終了)証明書」の発行をご希望される場合は、お手数ですが取扱店までその旨お申出ください。

ご不明な点がございましたら、お取り扱い店舗までお問い合わせください。

以上

〈令和3年12月1日以降に当金庫で保管させていただき返却しない融資契約書〉

- ・事業資金ご融資契約書（不動産担保付ご融資以外）
- ・個人ローン契約書（フリーローン、カーライフプラン、教育ローン等）
- ・カードローン契約書
- ・無担保住宅ローン契約書